

川西町

町政のひろば

川西町 町政のひろば

NO.12

昭和49年4月9日発行 / 発行者・中魚沼郡川西町〔町長・根津正三〕
編集・川西町役場企画室広報係 / 印刷所・川西町中央町・白南風社

待望、総合センターが完成 今月十四日から一般に供用

利用時間

午前九時から

午後十時まで

待望の川西町総合センターが完成し、住民福祉の増進をめざす拠点施設として、また地域開発の中心として、皆さんのが幅広い利用に供することになりました。

明るい町づくりの 中心的施設として

当の総合センターは、昨年七月県の農山村開発総合センター建設補助事業を導入して着工し、この三月の完成まで、豪雪や経済事情の急変といった悪条件のもとで建設に取り組んでいたものです。センターを設置したねらいは、こうした豪雪農山村地帯のきびし

申込みは 直接センターへ

りっぱな総合センターが完成し、あとは、住民の皆さんの有効利用を待つのみで、町では今月二十七

センターセンターの電話番号は
千手局三〇八番です
みんなの施設です

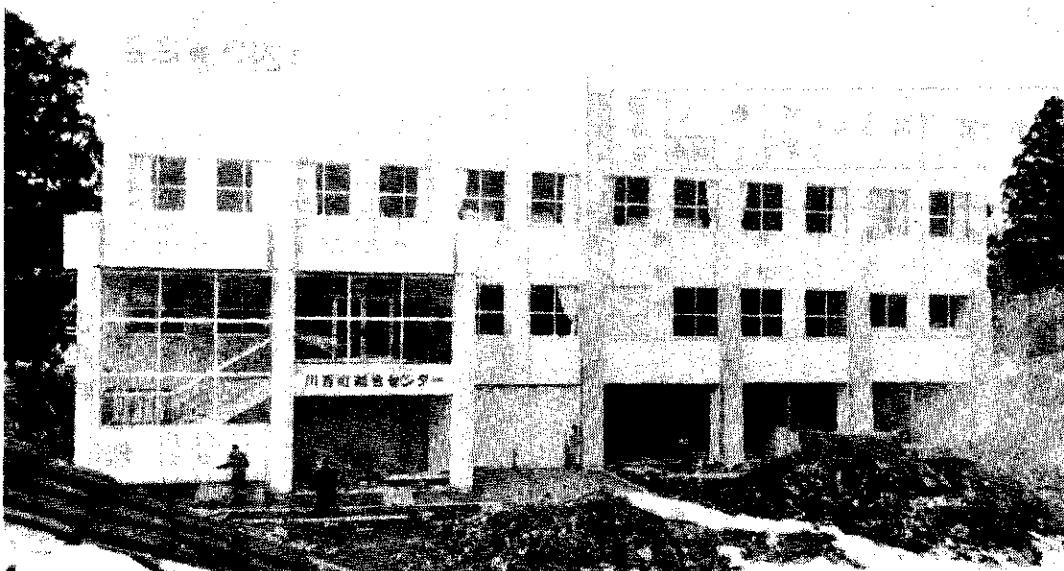
1時間を守る
使用許可の時間をオーバーしないよう、特に、夜間の場合は制限時間内に余裕をもって後始末のできるようにしてください。

センターの建物や備品は、住民共通のたいせつな財産です。利用される際は、次のまりをきちんと守ってください。

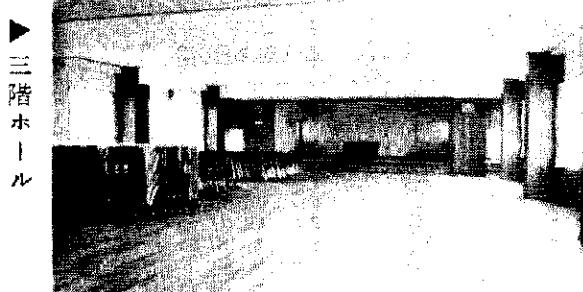
い条件のもとで、文化的、教育的、福祉的施設の整備を進めることによって住民の生活環境の向上に役立て、文字どおり、センターをよりどころにした町づくりを力強く推し進めようというところにあります。そうした目標にそつて、産業教育や社会教育を実施する場としてまた、生活改善の推進や保健衛生に関する事業を取り上げ、あるいは講演会、各種の実習及び展示等の会場として使用します。

むろん、町の皆さんから、会議や催し物などのために施設そのものをご利用いただくことも、センターのたいせつな機能です。

お頼みします。



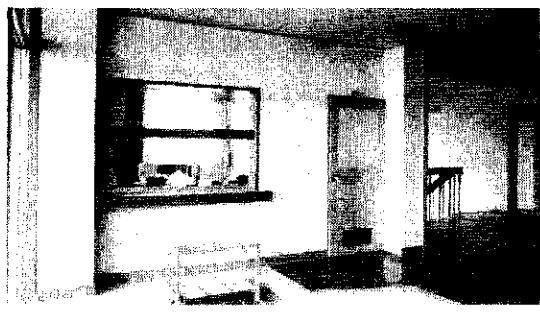
►センター全景



►三階ホール



►二階調理室



►二階事務室付近

*気軽にセンターへおいでいただき内部を一度ご覧になつてください。

2 次元に注意

指定の場所以外では喫煙しないこと。火気、灰皿等の始末は念入りにお願いします。

3 ついに使う

施設設備は、てあつい配慮のもとに使用し、損傷したり、紛失したということのないよう、(もし、損傷したり、紛失したような場合、管理者に報告しその指示を受けてください。)

4 整理・整頓

使用したあとは、次の利用者のために備え付けの道具・器物類をきちんと整理・整頓し、清掃を済ませてください。

5 完了の報告

6 宿泊・入浴

7 センターには、入浴や簡易宿泊機能も備えていますが、だれでも、いつでも、入浴し宿泊できるというものではありませんからお含みください。

8 その他

以上のはか、使用上の細部のき

○ホール……四百円
○ステージ・研修室
○宿泊……三百円

(いずれも一時間当たり)